

調査報告 「根知川 10 号堰堤被災について」^{1)～3)}

1. 根知川 10 号堰堤の鋼製部の破壊状況からだけでは、破壊された時期は判明しない。
2. 現地に 5m 以上の大礫が多数存在することや各部材の破壊状況等から、当初設計荷重よりも相当大きな荷重が堰堤にかかったことが推察される。⁴⁾
3. 当該構造物は、平成 12 年（2000 年）版の土石流対策技術指針⁵⁾に基づいて設計されており、受注・施工・検査は正しく行われている。
4. しかしながら、①設置場所の溪床勾配からみて、土石流荷重の設計⁶⁾及び、②流下衝突破壊に至る大礫の荷重を設計にいかにとり入れるかの考え方⁷⁾等は、当時の技術指針とおり、計画・施工されたにも関わらず、先に述べたように破壊が生じたと推量する。
5. 当該地点での復旧にあたっては、再度破壊を受けないように充分な検討がなされ発注されんことを望む。

注) ^{1)～7)}については、別添資料を参照のこと

2018(平成 30 年). 6. 11
砂防鋼構造物研究会
砂防鋼構造物被災調査委員会

要望書

- 1 土石流・流木対策施設の計画・設計は、条件が厳しい現場においては、十分に留意するよう施工者に注意されたし。
- 2 計画・設計に際しては、現地の特性を鑑み、経済性のみではなく、必要な機能と安全性を有したものとされたし。
- 3 急勾配時や、巨礫が含まれる際の土石流流体力の算定は、最新の知見を考慮したものとされたし。

以上

砂防鋼構造物被災調査委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は「砂防鋼構造物被災調査委員会（以下、被災委員会）という。」と称する。

(目 的)

第2条 砂防鋼構造物が被災したとき、被災構造物の製作担当会社は、委員会に別に定める書式により遅滞なく報告する。

- 2 被災報告があったとき、被災委員会は調査の実施の要否を判断し、調査が必要と判断されたときは、すみやかに調査し、原因の解明、その対策を提言することを目的とする。

(委員および組織)

第2条 被災委員会は、別表に掲げる委員により構成され、委員は鋼製砂防構造物研究会(以下、鋼製研究会)会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年間とし、再任を妨げない。
- 3 被災委員会には委員長を置き、鋼製研究会 会長が委員の中より選定する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 被災委員会は、委員長が必要と認めるときに、これを召集する。

- 2 被災委員会は、委任状を含め委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、審議することができない。
- 3 委員長は会を主宰する。

(事務局)

第5条 被災委員会の事務を処理するため、鋼製研究会に事務局を置く。

- 2 被災委員会が、委員会審議に必要な資料の提出を求めたときは、事務局は資料の提出を行うものとする。

(雜 則)

第6条 この規約に定めるもののほか、被災委員会の運営に監視、必要な事項は、委員会が定める。

(附 則)

この規約は、平成22年5月21日から施行する。

砂防鋼構造物被災調査委員会 委員名簿

石川 信隆 防衛大学校 名誉教授

大野 宏之 一般財団法人砂防・地すべり技術センター 専務理事

亀江 幸二 一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構 理事長

(五十音順)